

役員を選出等に関する規程（案）

関東協会理事長

（趣旨）

- 第1条 この規程は、関東ソフトボール協会規約(以下「協会規約」という。)
第10条の役員選任に関する手続き等について定めるものとする。

（候補者の届出）

- 第2条 都県協会、組織団体等は、候補者推薦名簿(以下「名簿」という。)を本協会に定められた期日までに届け出なければならない。
- 2 名簿には都県協会の会長、理事長、事務局長、専門委員会委員を記載しなければならない。都県協会は会長候補者を推薦することができる。
 - 3 都県協会及び組織団体に会長、理事長、事務局長、専門委員会委員等の変更があった場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

（候補者数）

- 第3条 前条にある役員の候補者数は、次のとおりとする。
- (1) 関東協会会長候補者数 都県協会 1名
 - (2) 関東協会理事長候補者数 都県協会 1名
 - (3) 常務理事は、次のとおりとする。
 - ア 関東協会会長
 - イ 都県協会理事長
 - ウ 都県協会事務局長
 - エ 関東協会事務局長
 - オ 関東協会事務局次長
 - (4) 理事は、次のとおりとする。
 - ア 専門部委員長
 - イ 他団体選出理事
(公財)日本ソフトボール協会理事
中体連、高体連及び大学連盟 各1名
 - ウ 会長推薦理事
 - (5) 各専門委員会委員候補者数 都県協会 1名
 - (6) 監事候補者数 該当都県協会 各1名 計2名
- ※監事については、現在輪番制により該当都県協会を決めている。

（理事の定数）

- 第4条 理事の定数は、次のとおりとする。
- (1) 都県協会選出理事 50名以内
 - (2) 他団体選出理事
(公財)日本ソフトボール協会理事
中体連、高体連及び大学連盟 各1名
 - (3) 会長推薦理事 若干名

（役員を選出）

- 第5条 会長は、第2条により届け出のあった名簿の中から役員を選出する場合は、選考委員会に諮問する。
- 2 会長は、選考委員会の答申を選任案とし、理事会に諮る。
 - 3 会長が必要と認めた理事を委嘱する場合は、前項に準じる。

（選考委員会）

- 第6条 選考委員会の委員長・副委員長及び委員は、会長が名簿の役員選考委員の中から指名する。
- 2 選考委員会は、会長から役員選出に関する諮問を受けて審議し、会長に答申する。
 - 3 選考委員会は、名簿を基準にして、会長、副会長、理事長、副理事長、及び理事並びに監事を選考するものとする。
 - 4 選考委員の定数は8名とし、原則各都県理事長で構成する。

(会長及び副会長)

- 第7条 会長及び副会長の候補者は、都県協会の会長職にある者とする。
- 2 会長は都県協会の会長職にある者を充てる。
 - 3 副会長は会長が選任された都県協会を除く都県協会の会長職にある者を充てる。
 - 4 会長及び副会長は、選考委員会の答申を経て理事会で選任する。

(理事長及び副理事長)

- 第8条 理事長及び副理事長の候補者は、都県協会の理事長職にある者とする。
- 2 理事長は都県協会の理事長職にある者を充てる。
 - 3 副理事長は理事長が選任された都県協会を除く都県協会の理事長職にある者を充てる。
 - 4 理事長及び副理事長は、選考委員会の答申を経て理事会で選任する。
- ※副理事長は茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県から1名、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県から1名充てる。

(常務理事及び理事)

- 第9条 常務理事及び理事は、選考委員会の答申を経て理事会で選任する。

(専門委員会委員長及び副委員長)

- 第10条 専門委員会の委員長候補及び副委員長候補の選出は、名簿を基準にして、専門委員による互選とする。
- 2 委員長及び副委員長は、常務理事又は理事を兼ねることができる。
 - 3 委員長及び副委員長は、常務理事会の答申を経て理事会で選任する。

(監事)

- 第11条 監事は、選考委員会の答申を経て理事会で選任する。
- 2 監事の定数は、2名とする。
 - 3 会長は、候補者を選考委員会に諮問する。
 - 4 会長は、必要があると認める場合は、外部から専門的知識を有する者を監事に委嘱することができる。
 - 5 前項の規程により委嘱された監事は、前第2項の定数に含めない。

(役員の補充)

- 第12条 会長は、役員の死亡若しくは辞職等又は協会規約第12条の規定により欠員が生じた場合は、理事会の承認を得て補充することができる。
- 2 前項の規程により補充された役員の任期は、前任者の残期間とする。

(定年制)

- 第13条 次の各号に掲げる役員は、当該各号に定める定年を設ける。
- ただし、年齢は、(公財)日本ソフトボール協会に準ずる日とする。
- (1) 理事長 原則として75歳
 - (2) 総務・審判・技術・記録・指導者 各委員長 原則として75歳

(規程の改正)

- 第14条 この規程は、理事会の議を経て改正することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月17日から施行する。

令和6年4月6日 一部改定